

互助会だより



「お椿さん」(松山市)

2018年
(平成30年)

1月号

第118号

- ◆年頭のごあいさつ 2
- ◆知っておきたい退職後の互助会事業 34
- ◆Q&A(医療補助金等について) 5
- ◆共済グループ保険の加入要件等について 67
- ◆ライフプランセミナー開催 8
- ◆お知らせ 8

年頭の ごあいさつ



一般財団法人愛媛県市町村職員互助会
会長 菅 良二



新年あけまして おめでとうございます。

輝かしい平成30年の新春を寿ぎ、会員とそのご家族の皆様方にはお健やかに佳き新春をお迎えのことと存じます。

また、日頃から本会の事業運営に深いご理解とご協力を賜っておりますことにつきまして厚くお礼申し上げます。

本会は昭和57年2月の発足以来、今年で36年目を、また、一般財団法人に移行して5年目を迎えますが、この間、会員皆様方の福利厚生の上向上に寄与するため、逐次事業内容の充実を図るとともに、在職中はもとより退職後における医療費負担の軽減を図ることを目的とした医療給付事業など互助会設立趣旨に沿った事業推進に努めてまいりました。

さて、ご案内のとおり超高齢社会へ進行する中、生活習慣病の増加等を背景とした医療費の増大は、社会保障制度に大きな影響を及ぼして

おります。

このような中、地方公務員を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますし、また、働き方改革実現のために福利厚生の実充が求められており、本会の果たす役割は誠に重要な時期にあると考えております。

今後におきましても引き続き関係各位のご協力を得まして、本会の適切かつ円滑な事業運営に努め、会員とそのご家族の皆様方の福利厚生事業発展のため、役職員力を合わせて最善の努力をしてまいれる所存であります。

何卒、本年も皆様方の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方の益々のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます、年頭のごあいさつといたします。



賀正



〔会長〕	菅 良二(今治市長)
〔副会長〕	清水 裕(大洲市長)
〔副会長〕	山内 貴志(新居浜市職員)
〔理事〕	岡原 文彰(宇和島市長)
〔理事〕	神田 紀香(新居浜市職員)
〔理事〕	河本 一(砥部町職員)
〔監事〕	岡本 靖(松前町長)
〔監事〕	瀬川 幹雄(松山市公営企業局職員)
〔評議員〕	武智 邦典(伊予市長)
〔評議員〕	宮脇 馨(上島町長)
〔評議員〕	高門 清彦(伊方町長)
〔評議員〕	和田 雅志(久万高原町職員)
〔評議員〕	山内 武弥(八幡浜市職員)
〔評議員〕	中平 大介(松野町職員)
〔評議員〕	野田 裕久(愛媛大学法文学部教授)
〔評議員〕	白石 孝夫(愛媛県市町村職員年金者連盟会長)
〔評議員〕	池田 正司(元松山市職員)
〔評議員〕	伊藤 正(愛媛県市町村職員共済組合事務局長)

外職員一同

知っておきたい 退職後の互助会事業

本年度も共済組合と共催で、退職予定者相談会を昨年8月から県内12か所で開催しています。
主に互助会の退職福祉事業、厚生事業(共済グループ保険等)の説明を行い、個別に相談を受けております。概略は次のとおりです。

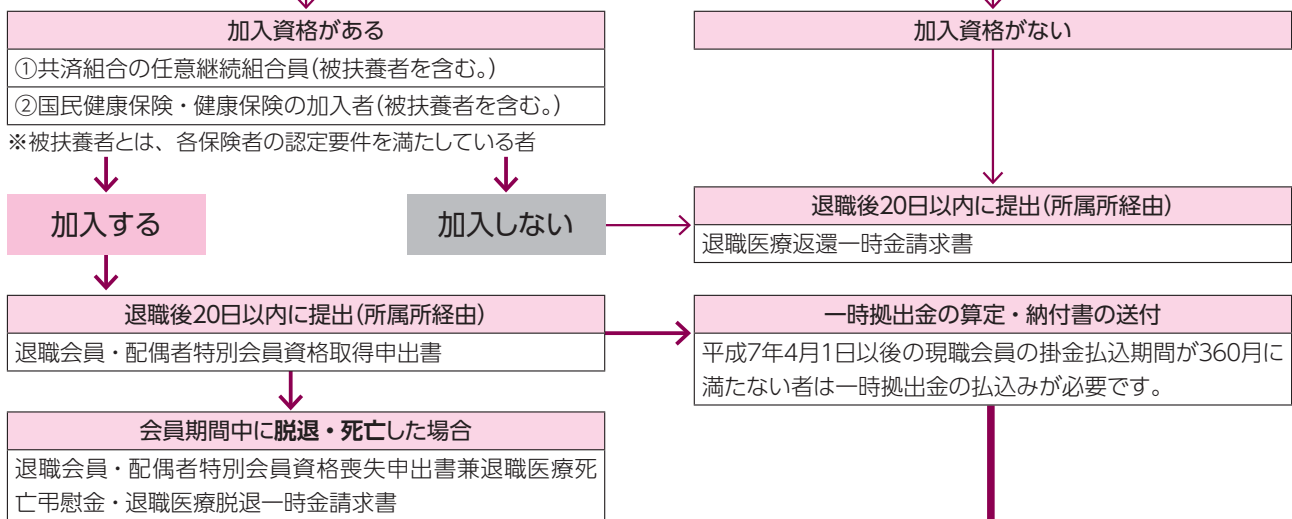
1 退職者医療給付事業

加入手続

退職者医療給付事業に「加入する」か「加入しない(加入できない)」のいずれかによって、次の手続が必要となります。

● 退職者医療給付事業の加入資格

- ①退職会員…満55歳以上で満70歳までに退職した者
②配偶者特別会員…満55歳以上で満70歳までに死亡退職した現職会員の配偶者で、満55歳以上満70歳までの者



● 平成29年3月31日退職の場合

一時拠出金の算定	一時拠出金 (A)	317,000円	$\times \frac{1.5}{1000} \times 96\text{月} = 45,648\text{円}$ (360月-平成7年4月分以後の掛金払込月数)
	一時拠出金 (B)	一時拠出金算出の基礎となる 給料の額	$\times \frac{1.0}{1000} \times 132\text{月} = 41,844\text{円}$ (平成18年4月分以後の掛金払込月数)
	控除額 (C)	5,000円 × 年 = 円	(満60才を超えて資格取得する場合、一時拠出金から差し引きます。)
	退職餞別金 (D)	(5,000円 × 6年) + (8,000円 × 3年) + 円(特例) = 54,000円	(平成6年10月31日までに現職会員の資格を取得していた者は、一時拠出金から退職餞別金を差し引きます。)
	一時拠出金払込額 (A+B-C-D)	(A) 45,648円 + (B) 41,844円 - (C) 円 - (D) 54,000円 = 33,492円	

※平均給料月額317,000円(平成29年1月1日における平均給料月額)

給付内容

退職会員又は配偶者特別会員が満60歳に達した日から70歳までの間において医療機関等で診療を受けた場合、及びその間において退職会員等の被扶養者(70歳に達している者を除く。)が医療機関等で診療を受けた場合、当該医療機関等に支払った保険診療分の一部負担金が1件につき7,000円を超えるとき、その超えた金額(100円未満切捨て)を給付します。この場合、国民健康保険等から給付される高額療養費、共済組合等から給付される附加給付及びその他これらに類する制度の給付を受けた場合、その給付された金額は控除します。

【事例】 退職会員、配偶者特別会員及びその被扶養者が支払った1件当たりの医療費に係る給付内容
※高額療養費57,600円に該当する者で、12か月の高額療養費該当回数が1～3回の場合

医療費(自己負担額)	共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者	国民健康保険又は協会けんぽの被保険者及びその被扶養者
57,600円	共済組合から高額療養費が支給	国民健康保険又は協会けんぽの被保険者高額療養費が支給
25,000円	共済組合から附加給付等が支給	互助会から退職医療給付金が支給
7,000円	互助会から退職医療給付金が支給	自己負担
	自己負担	自己負担
	退職医療給付金=18,000円	退職医療給付金=50,600円

給付金請求の取扱い

受診者ごとに次の取扱いにより退職医療給付金請求書を作成し、次の必要書類を添付のうえ、互助会へ提出してください。

- ① 領収書……受診者氏名、受診年月、医療機関名、受診科、受診区分及び保険適用の自己負担額がわかる領収書(領収印が押印されているもの)(写し可)
- ② 高額療養費該当者…給付された高額療養費額のわかる保険者からの通知書(写し可)
- ③ その他……医療機関において「限度額適用認定証」もしくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」を使用した場合、当該認定書(写し可)

● 1件の取扱い等

区 分	取 扱	例
① 診療を受けた医療保険制度の保険者ごとに1件	異なる医療保険制度の保険者を利用して、診療を受けたときは、保険者ごとに1件	愛媛県市町村職員共済組合と国民健康保険を利用し、診療を受けた…2件
② 診療を受けた月ごとに1件	月の初日から末日までの診療についての1か月を1件	同じ医療機関での診療が2か月にわたった…2件
③ 診療を受けた保険医療機関ごとに1件	同じ月に医療機関を異にして診療を受けたときは、保険医療機関ごとに1件	同じ月にA病院、B病院で診療を受けた…2件(複数科を有するA病院において、複数科にわたって診療を受けたときは1件)
④ 入院と通院の場合は、それぞれ1件	同じ月に同じ医療機関で入院と通院による診療を受けたときは、入院、通院ごとそれぞれ1件	同じ月に入院ー通院ー入院…2件
⑤ 医療機関と保険薬局とが区別されている場合は、それぞれ1件	同じ月に診療を受け、診療を受けた医療機関での処方箋により、保険薬局で調剤代を支払ったときは、それぞれ1件	病院で診療を受け、その処方箋により院外の薬局で薬代を支払った…2件

※給付対象外

- ① 室料差額等の保険適用外のもの(予防接種、健康診断、文書料、室料差額、自費による歯科治療等)、② 入院時ににおける食事療養標準負担額、③ 受診時定額負担(特定機能病院及び地域医療支援病院を紹介状なしで受診)

2 厚生事業(退職後の共済グループ保険・がん保険・互助会積立年金)

退職継続者の取扱い

種類	加入条件	加入対象者	加入内容	退職後の保険料等
共済グループ保険	団体定期保険	退職した年の翌年1月1日現在の年齢が満54歳6か月を超え、かつ退職前3年間、継続加入している加入者が退職した場合	元組合員と配偶者(こどもの加入はできません。)	退職(年度末)した年の未払保険料(4月～12月分)は、所属所を経由して一括払込となります。(団体定期保険、医療保障保険、重病克服支援制度及び療養給付プラン)
	医療保障保険	保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	元組合員と配偶者	退職した年の翌年以降の保険料(団体定期保険、医療保障保険及び重病克服支援制度)については、登録口座より毎月の口座振替をします。また、併せて手数料308円/月を振り替えます。(初回:退職した年の12月)
	重病克服支援制度	保険料を一括前納し、団体定期保険に加入の者	元組合員と配偶者	退職した年の翌年以降の退職時の加入内容で、満69歳6か月まで継続加入ができます。
	療養給付プラン	翌年1月以降の継続加入はできません。	—	—

※口座振替及び配当金に係るご案内等の事務につきましては、業務委託業者である「株式会社 日本共同システム(NKS)」が取り扱います。また、口座振替ができない月が2か月連続と「脱退」扱いとなりますので、ご注意ください。

が ん 保 険	退職時の加入内容で終身加入することができます。退職した年の未払保険料は、所属所を経由して一括払込となります。(商品により、4月～10月分、5月～11月分) その後の保険料は、1年分の一括前納となります。
互 助 会 積 立 年 金	退職をもって積立は終了しますので、加入されている方は、一時金あるいは年金として受け取られるかご検討ください。 ①「一般型」の加入者はア～ウから選択、組み合わせてください。 ②「個年型」の加入者はア又はイのいずれかを選択してください。 ア 年金受け取りコース(10年、15年、20年確定年金・10年、15年、20年保障期間付終身年金) イ 一時金受取コース ウ 「一時払退職後終身保険」加入コース

Q & A

医療補助金とは？

Q 共済組合では、医療機関で受診した際に窓口で支払った自己負担の額が2万5千円（上位所得者等は5万円）を超えるとき、その超える額（高額療養費相当額を除く。100円未満の端数は切捨て）を一部負担金払戻金（家族療養費附加金）として給付されますが、互助会の医療補助金について、具体的に教えていただきたい。

A 互助会の医療補助金は、現職会員の皆様の医療費の負担の軽減を図ることを目的に、平成13年度から実施しています。

この事業は、現職会員の皆様の掛金率1000分の2のうち1000分の1を財源とする掛金のみで運営しています。

給付内容は、医療機関等で受診した際に窓口で支払った自己負担の額が1万3千円を超えるとき、共済組合から給付される一部負担金払戻金（家族療養費附加金）や高額療養費相当額を除いた額を医療補助金として、皆様が届出されている個人口座に自動的に給付（愛媛県市町村職員共済組合の組合員である会員以外は請求書の提出が必要です。）するものです。

なお、医療機関等から医療保険者である共済組合に提出されたレセプト等（診療報酬明細書等）に基づき支給しますので、診療月の3か月以降の事務処理となります。

医療費（自己負担額）	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	共済組合から高額療養費が支給
	25,000円	共済組合から附加給付等が支給
	13,000円	互助会から医療補助金が支給
		自己負担

※共済組合からの附加給付等の基礎控除額については、上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円

入院差額料補助金と入院見舞金は併せて請求できる？

Q 私は、先月医療機関に入院し、個室を利用しましたが、入院差額料補助金と入院見舞金の給付を併せて受けることができますか。

《入院差額料補助金》

A 入院差額料補助金は、現職会員又はその被扶養者が病気又は負傷のため医療機関に入院し、治療上個室等の使用を主治医が必要と認め収容され、その室の差額を負担したとき、一事業年度100日を限度として、一日につき2千円の範囲内で給付するものです。

なお、次のような場合は、給付の対象となりませんので、ご注意ください。

- ① 公務又は第三者行為による傷病で入院したとき
- ② 個室のみの医療機関等に入院したとき
- ③ 出産時に入院し、正常分娩の

とき

請求される場合は、入院差額料補助金請求書に領収書の写し（日数、日額等を明記したもの）を添付してください。

《入院見舞金》

医療機関等に引き続き8日以上入院したときは、入院見舞金2万円に該当しますので、併せてご請求ください。

次のような場合は、ご注意ください。

- ① 退院した日から30日以内に再び同一疾病（傷病）で再入院したときや正常分娩による入院は、入院見舞金の給付対象となりません。
- ② 労災と認定された傷病等で入院した場合、入院差額料補助金は給付対象となりませんが、入院見舞金は給付対象となります。



共済グループ保険の加入要件等

■共済グループ保険 どんな人が加入できるの

「共済グループ保険」は、平成30年から新商品(「団体定期保険プラス」及び「医療費支援制度」)を加え、さらに充実した保障内容となっております。

本年においても、8月～9月頃募集を予定しておりますので、下記加入資格等をご参考いただき、ご検討ください。

区分	種類	加入資格等	告知内容・注意事項
共済グループ保険(引受保険会社…明治安田生命保険相互会社)	団体定期保険	組合員(本人) 組合員で申込書記載の告知内容に該当し、加入日(1月1日)現在満14歳6か月を超え、満65歳6か月までの者。(満65歳6か月までに加入した場合、在職中であれば同額以内で満75歳6か月まで継続可能となる。) ※配偶者、こどもだけの加入はできない。 ※配偶者、こどもの加入保険金額は組合員の加入保険金額の範囲内とする。	組合員(本人) 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていない。 ※「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいう。
		配偶者 組合員(本人)の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、加入日(1月1日)現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの者。(満65歳6か月までに加入した場合、組合員が在職中であれば同額以内で満75歳6か月まで継続可能。)	配偶者・こども 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中又は薬の処方期間中ではない。 ※「治療」には、指示・指導を含む。 ※「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいう。
		こども 組合員(本人)が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用)で申込書記載の告知内容に該当し、加入日(1月1日)現在満2歳6か月を超え、満22歳6か月までの者。	組合員(本人)・配偶者・こども 【過去12か月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12か月以内に、下記記載の病気により連続して14日以上入院をしたことがない。 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
	医療保障保険	組合員(本人) 団体定期保険に加入の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、加入日(1月1日)現在満14歳6か月を超え、満65歳6か月までの者。(満65歳6か月までに加入した場合、在職中であれば同額以内で満69歳6か月まで継続可能。) ※配偶者、こどもだけの加入はできない。 ※配偶者、こどもの加入保険金額は組合員の加入保険金額の範囲内とする。	組合員(本人) 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていない。 ※「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいう。
		配偶者 組合員(本人)の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、加入日(1月1日)現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの者。(満65歳6か月までに加入した場合、組合員が在職中であれば同額以内で満69歳6か月まで継続可能。)	配偶者・こども 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中又は薬の処方期間中ではない。 ※「治療」には、指示・指導を含む。 ※「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいう。
		こども 組合員(本人)のこどもで申込書記載の告知内容に該当し、加入日(1月1日)現在、満22歳6か月までの者。	組合員(本人)・配偶者・こども 【過去3か月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3か月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含む)・入院・手術をすめられていない。 ※検査をすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しない。 【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間又は薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことがない。 ※同一の病気で転院・転科している場合は通算する。 ※「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいう。 ※診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しない。 ※「治療」には、指示・指導を含む。
	重病克服支援制度	組合員(本人) 団体定期保険に加入の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、加入日(1月1日)現在満14歳6か月を超え、満65歳6か月までの者。(満65歳6か月までに加入した場合は、在職中であれば同額以内で満71歳6か月まで継続可能。) ※配偶者だけの加入はできない。	組合員(本人) 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていない。 ※「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいう。
		配偶者 組合員(本人)の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、加入日(1月1日)現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの者。(満65歳6か月までに加入した場合、組合員が在職中であれば同額以内で満71歳6か月まで継続可能。)	配偶者 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中又は薬の処方期間中ではない。 ※「治療」には、指示・指導を含む。 ※「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいう。
			組合員(本人)・配偶者 【過去3か月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3か月以内に、医師による診察又は健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含む)・入院・手術をすめられていない。 ※検査をすめられた検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しない。 【過去5年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープ又は下記記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことがない。 (がん・上皮内新生物保障特約について) 当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。 【現在までの健康状態】 申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含む。)または、上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはない。 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

区分	種類	加入資格等	告知内容・注意事項
共済グループ保険(引受保険会社)・明治安田生命保険相互会社	団体定期保険プラン	組合員(本人)	【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていない。 ※「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいう。
		配偶者	【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中又は薬の処方期間中ではない。 ※「治療」には、指示・指導を含む。 ※「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいう。
		組合員(本人)・配偶者	【過去12か月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12か月以内に、下記記載の病気により連続して14日以上入院をしたことがない。 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
	医療費支援制度	組合員(本人)	【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていない。 ※「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいう。
		配偶者	【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中又は薬の処方期間中ではない。 ※「治療」には、指示・指導を含む。 ※「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいう。
		組合員(本人)・配偶者・こども	【過去3か月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去3か月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含む)・入院・手術をすすめられていない。 ※検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しない。 【過去2年以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間又は薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことがない。 ※同一の病気で転院・転科している場合は通算する。 ※「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいう。 ※診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しない。 ※「治療」には、指示・指導を含む。

—告知の対象とならない事項—

- 医師による治療として処方されたものでなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用●歯科医師による虫歯の治療
- 手術により完治した急性虫垂炎●完治後のかぜ●色覚異常●現在治療を受けていない花粉症・水虫●妊娠中および分娩後で定期健診のみの受診

区分	種類	加入資格等	疾病・症状一覧表		
			疾病群	I欄	II欄
共済グループ保険(引受保険会社)・損害保険ジャパン日本興亜(株)	療養給付プラン	組合員(本人)のみ	A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)	胃・腸・十二指腸の潰瘍、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎
			B群 肝臓・胆嚢・膵臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、膵炎	急性肝炎、肝腫瘍、胆石、胆嚢炎
			C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎腫瘍	腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石
			D群 気管支・肺の疾病	結核、肺腺維症、慢性閉塞性肺疾患(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))	肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸
			E群 脳血管・循環器系の疾病	脳卒中(脳出血・脳梗塞(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋梗塞、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含む)心雑音、動脈硬化症、動脈瘤	高血圧症、静脈瘤
			F群 腰・脊椎の疾病	骨の腫瘍性疾患	腰痛症、変形性脊椎症、ぎっくり腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靱帯骨化症
			H群 眼の疾病		白内障、緑内障、網膜炎、網膜症
			I群 ご婦人の疾病		子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含む)、不正出血
			Z群 その他	糖尿病、紫斑病、結核性疾患(カリエスなど)、脳腫瘍、悪性腫瘍(各種がん・上皮内新生生物・肉腫)、白血病、悪性リンパ腫、アルツハイマー病、ベーチェット病、膠原病(全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多発性動脈炎など)、リウマチ熱、精神及び行動の障害(統合失調症・気分(感情)障害(躁うつ病、うつ病など)・恐慌性(パニック)障害・心的外傷後ストレス障害(PTSD)・アルコール依存など)	

お知らせ

平成29年度ライフプランセミナー(50歳代のライフプラン)開催

10月23日～25日の3日間に亘り、えひめ共済会館において50歳以上の会員を対象としたライフプランセミナーを愛媛県市町村職員共済組合と共同で開催し、157名のご参加をいただきました。

セミナーでは、一般財団法人地域社会ライフプラン協会塚本伸明業務部参事及び野村證券(株)横尾恭輔シニア・アドバイザーを講師に迎え、生涯にわたって充実した生活を送るためのライフプランのポイントや家計経済のリスク回避などについて講演いただきました。

その後、愛媛県長寿介護課瀬野誠二介護研修係長から介護ボランティアについてご案内があり、引き続き、互助会の現職会員に対する各種給付内容や退職後の互助会事業について説明しました。昨今は、自助努力が求められる時代です。会員の皆様には、互助会及び共済組合の各事業をご理解いただき、有意義な現職時代をお過ごしいただくとともに、退職後の生活設計を築いてください。

理事の退任及び就任

本会理事石橋寛久氏が平成29年9月10日に退任されたことに伴う後任の理事に岡原文彰氏(宇和島市長)が第31回評議員会において選任され、本年11月9日付で就任されました。



岡原文彰理事

共済グループ保険等の募集結果

がん保険(平成29年11月から適用)については平成29年6月7月に、共済グループ保険及び積立年金(平成30年1月から適用)については平成29年8月9月にかけて募集いたしましたところ、ご理解とご協力を賜り、多くのご加入をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。平成30年1月1日現在の加入状況は次のとおりとなっています。

加入状況

(平成30年1月1日現在)

区 分		加入者(人)	保険金等(百万円)	月額保険料(千円)
がん保険	会 員	2,274	—	7,268
	組 合 員	6,981	129,636	39,092
共 済 グ ル ー プ 保 険	団体定期 保 険	配 偶 者	6,959	2,258
		子 供	3,620	507
		計	140,215	41,857
		ボーナスコース	32,425	39,809
	団体定期 保険 プラス	組 合 員	17,953	3,399
		配 偶 者	1,284	237
		計	19,237	3,636
		ボーナスコース	10,110	9,304
	療養給付プラン		111	2,541
	医療保障 保 険	組 合 員	309	6,460
		配 偶 者	60	1,370
		子 供	54	553
		計	423	8,383
	医療費 支援制度	組 合 員	54	1,043
		配 偶 者	7	158
		子 供	2	35
		計	63	1,236
積立年金	月 払	組 合 員	5,735	4,444
		配 偶 者	825	609
		計	6,560	5,053
		一般型	1,050 口	2,100
		個 年 型	2,630 口	5,260
		計	3,680 口	7,360

表 紙 に よ せ て

「お椿さん」(松山市)

「椿神社」は地元の敬称で、正式名称は「伊豫豆比古命神社(いよずひこのみことじんじや)」です。縁起開運・商売繁盛のご利益があるといわれています。

かつて旧暦正月8日のみ祭礼が行われており、「お八日(おようか)」と呼ばれていましたが、現在はその前後の3日間(7日～9日)にわたって行われています。「お椿さん」、「伊予路に春を呼ぶ祭り」と親しまれ、期間中、数十万人が参拝し、参拝者数では四国一の大祭といわれています。

御祭神は、「伊豫豆比古命(男神:いよずひこのみこと)」、「伊豫豆比売命(女神:いよずひめのみこと)」、「伊与主命(男神:いよぬしのみこと)」、「愛比売命(女神:えひめのみこと)」で、愛媛県の県名は「愛比売命」に由来し、都道府県名で御神名を使用しているのは愛媛県のみだそうです。(平成30年の「お椿さん」は、2月22日(木)～24日(土)です。)

互助会の概況

(平成29年度11月末現在)

- ・ 所 属 所 数 41
- ・ 会 員 数 現職会員数 14,855 人
退職会員数 3,556 人
- ・ 被扶養者数 16,164 人
- ・ 平均給料月額 312,167 円